

けんけん  
(牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置)

**第172条** けんけんけんけん 牽引自動車と被牽引自動車の連結状態における制動性能に関し、保安基準第13条の告示で定める基準は、次項から第5項までに掲げる基準とする。

2 けんけんけんけん 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、けんけんけんけん 牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、第171条第2項第2号及び第7号の基準並びに次の基準に適合しなければならない。

一 第171条第2項又は第3項の自動車にけんけん 牽引される場合にあつては、同条第2項第9号の基準

二 第171条第5項の自動車にけんけん 牽引される場合にあつては、同項第9号の基準

3 最高速度 25km/h 以下のけんけん 牽引自動車によりけんけん 牽引されるけんけん 被牽引自動車にあつては、連結した状態において、けんけん 牽引するけんけん 牽引自動車の主制動装置のみで第171条第2項第2号及び第5項第3号の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

4 けんけん 牽引自動車及びけんけん 被牽引自動車の制動装置は、走行中けんけん 牽引自動車とけんけん 被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、けんけん 被牽引自動車（けんけん 被牽引自動車とこれをけんけん 牽引するけんけん 牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたもの又は保安基準第12条第2項若しくは前項に基づき主制動装置を省略したものに限る。）であつて、けんけん 連結装置がけんけん 分離したときにけんけん 連結装置の地面へのけんけん 接触をけんけん 防止し、かつ、けんけん 牽引自動車とけんけん 被牽引自動車とのけんけん 連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。

5 けんけん 牽引自動車（最高速度 25 km/以下のもを除く。）及びけんけん 被牽引自動車（けんけん 被牽引自動車とこれをけんけん 牽引するけんけん 牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたものを除く。）の主制動装置は、けんけん 牽引自動車とけんけん 被牽引自動車をけんけん 連結した状態において、次に掲げる基準にけんけん 適合しなければならない。

一 第171条第2項又は第3項の自動車にけんけん 牽引される場合にあつては、同条第2項第8号の基準

二 第171条第4項の自動車にけんけん 牽引される場合にあつては、同項第4号の基準

三 第171条第5項の自動車にけんけん 牽引される場合にあつては、同項第4号及び第8項の基準

6 けんけん 牽引自動車及びけんけん 被牽引自動車（けんけん 被牽引自動車とこれをけんけん 牽引するけんけん 牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたものを除く。）の主制動装置は、けんけん 牽引自動車とけんけん 被牽引自動車をけんけん 連結した状態において、けんけん 牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちにけんけん 被牽引自動車の主制動装置がけんけん 作用する構造でけんけん なければならない。

7 けんけん 牽引自動車（最高速度 25km/h 以下のものを除く。）及びけんけん 被牽引自動車の主制動装置は、けんけん 牽引自動車とけんけん 被牽引自動車をけんけん 連結した状態において、第171条第2項第10号の基準にけんけん 適合しなければならない。